

令和3年2月1日開始

マイナンバーカードをお持ちの方へ

「住民票」「印鑑証明書」を コンビニで 取得できます



いつでも

毎日6:30~23:00
いつでも
利用できます。

どこでも

お近くのコンビニや
一部スーパーなど
全国5万店舗以上で
利用できます。

すぐに

簡単な操作で
すぐに証明書が
取れます。

令和3年2月1日（月）から、全国のコンビニエンスストアなどで、住民票の写し、印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始します。

マイナンバーカードとコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機（キオスク端末）を利用して、証明書を請求し取得できます。

問 住民課（吉備庁舎）

サービスに関して

- **利用できる時間** / 6時30分から23時まで（店舗の利用時間内に限る）
※年末年始（12月29日から翌年1月3日）、保守点検日（不定期・ホームページでお知らせ）は利用できません。
- **利用できる店舗**
全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、イオンなどのマルチコピー機設置店舗で利用できます。
詳しくは「コンビニ交付」サイトをご覧ください。
- **利用できる方** / 有田川町に住民登録していて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方。
※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。
利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた方や暗証番号を忘れた方は、各庁舎（行政局）窓口まで再発行や暗証番号の再設定にお越しください。
※紙製の通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。
- **取得できる証明書**
 - ・ 住民票の写し（世帯・個人） / 有田川町に住民登録がある「本人または同一世帯員のもの」および「同一世帯全員」の記載されたもの。
※本籍・筆頭者、続柄、マイナンバー（個人番号）などの記載の有無を選択することができます。
 - ・ 印鑑登録証明書 / 印鑑登録されている本人分に限ります。
※コンビニ交付の際には、印鑑登録証は必要ありません。
 - **手数料** / 各1通200円
 - **取得できない証明**
証明書のコンビニ交付サービスをご利用になるには、取得する時点で有田川町に住民登録されていることが必須条件です。
また、コンビニ交付のシステム的な制限として、次の方の証明は取得できません。窓口や郵便で請求してください。
 - ・ 転出予定の方（転出届を出した人）の住民票の写し、印鑑登録証明書
 - ・ 転出予定の方が含まれる場合の住民票の写し
 - ・ DV措置支援対象者などの発行制限者
 - ・ 氏名、住所などの履歴が記載された住民票を取得したい方（氏名・住所などの履歴は記載されません）